

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	尾張旭市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	57-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.owariasahi.lg.jp/kurasi/mynumber/dokujiriyou.html">http://www.city.owariasahi.lg.jp/kurasi/mynumber/dokujiriyou.html</a>

執行機関名 尾張旭市長

児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	尾張旭市遺児就学手当支給条例(昭和52年条例第22号)による母子家庭等の児童を養育している者の遺児就学手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		尾張旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第30号)別表第1 第7の項 尾張旭市遺児就学手当支給条例(昭和52年条例第22号)による母子家庭等の児童を養育している者の遺児就学手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条	尾張旭市遺児就学手当支給条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、母子家庭等の児童を養育している者に遺児就学手当(以下「手当」という。)を支給することにより、これらの児童の健全な育成を助長し、もって母子等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		尾張旭市遺児就学手当支給条例(昭和52年条例第22号) 尾張旭市遺児就学手当支給条例施行規則(昭和52年規則第22号)